

令和3年度鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金 【募集要領】

第1 趣旨

鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和3年度又は令和4年度に、鳥取県から補助金の交付を受けて、リサイクル製品及びリサイクル関連機器等（以下「リサイクル製品等」という。）を県外で開催される展示会、商談会又は見本市（以下「展示会等」という。）に出展するとともに、その後のフォローアップを通じてリサイクル製品等の販路拡大を図る事業（以下「補助事業」という。）を行う方を募集するものです。

ただし、令和4年度に開催される展示会等へ参加する場合は、出展申込期限が令和3年度内に設定されている場合に限りです。

第2 応募資格

- 鳥取県リサイクル共同研究助成事業又は鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業を活用して、製品・機器又は技術を開発又は改良した者
- 鳥取県グリーン商品認定要綱に基づく商品認定を受けた者

※ 上記（1）、（2）にかかわらず、過去にこの補助金の交付を受けたリサイクル製品等は、本事業の対象とはなりません。

第3 事業内容

1 補助事業等

補助率	補助金の 限度額	事業実施期間	採択予定 件数	経費の区分	その他要件
1/2 以内	35万円	令和3年度～令和 4年度 (最長2か年度)	1件	展示会等への出展 (25万円以内)	<u>1のリサイクル 製品等について、 1の展示会等に 限る。</u>
				出展後のフォローア ップ(10万円以内)	

2 補助対象経費

(1) 展示会等への出展

- ア 展示会等への出展料 出展小間料（鳥取県及び県内市町村主催、又は鳥取県及び県内市町村が助成を行っている催事等に係るものは除く。）
- イ 展示会等に係る装飾料 出展の際に必要な備品の賃借料、光熱費、パネル・社名板等の作成費等の経費
- ウ 運搬費 出展会場へのリサイクル製品等の運搬費（補助事業者が自ら運搬する場合を除く。）

(2) 出展後のフォローアップ

展示会等での商談相手等に対して商談を成立させる目的で行うフォローアップ（ダイレクトメール、商品サンプル及びPR資料の作成・送付等）に要する経費

第4 申請手続き等

1 応募書類

(1) 交付申請書（鳥取県補助金等交付規則様式第1号）

補助対象経費は、交付決定後から令和4年度末までの間に行われる事業の経費であって、当該年度中に支払いが完了するものに限りです。

(2) 添付書類

- 事業計画書（要綱様式第1号）
- 収支予算書（要綱様式第2号）
- 展示会等の募集要項及び概要パンフレット等

申請年度の募集要項等が未定の場合は、前年度の募集要項等を添付してください。

※応募書類は正本1部を提出してください。様式等については、商工労働部産業未来創造課のホームページからダウンロード、または4の問合せ先に御連絡ください。

2 応募書類の受理等について

- (1) 応募資格を有しない場合又は交付申請書若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがあります。
- (2) 受理された応募書類については、返却しません。

3 受付期間

令和3年4月19日（月）から令和3年5月21日（金）まで

ただし、上記受付期間の応募で採択件数を満たさない場合は、予算の範囲内で随時応募を受け付けます。

4 提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部産業未来創造課（担当 長谷川）

電話：0857-26-7564

ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/27165.htm>

第5 補助事業の採択等

1 採択方法等

(1) 採択方法

ア 応募件数が採択予定件数（1件）を超えた場合は、過去の本補助金利用回数の少ない事業者を優先することとし、利用回数と同数の場合は、応募者による抽選で順位を決定し、上位1者を採択します。

なお、被採択者に辞退者等が生じた場合には、抽選に漏れた者のうちから順に採択します。

イ 抽選を行う場合の日程等の詳細については、対象者全員に通知します。

(2) 採択・不採択の通知

採択された方に交付決定の通知を行い、不採択の方に不採択の通知を行います（6月上旬頃）。

(3) 二重採択の禁止

国、県等の他の補助金等の交付を受け又は交付の申請をし、若しくは申請をする予定がある場合は、実施計画書にその旨を記入してください。本補助金は他の補助金等と二重には交付しませんので、他の補助金等の交付が決定したときは、本補助金の採択を辞退していただきます。

2 事業の開始時期について

補助事業者は、交付決定を受けた後に、補助事業に着手（展示会等への出展申込みを含む。）してください。

交付決定日前に出展経費等を主催者等に支払った場合は、補助の対象となりませんので注意してください。

3 実績報告及び確定検査について

(1) 令和3年度に終了する補助事業については、事業終了後20日以内又は令和4年4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(2) 令和4年度に終了する補助事業については、令和4年4月5日までに令和3年度分の進捗状況報告書を、事業終了後20日以内又は令和5年4月5日のいずれか早い日までに令和4年度分を合わせた事業全体の実績報告書を提出してください。

(3) 補助事業者から進捗状況報告書又は実績報告書が提出されたときは、書類審査等（確定検査等）を行い、補助事業が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付する補助金額を確定し、補助事業者へ通知します。なお、確定検査等に必要な書類は別途連絡します。

(4) 補助事業の実施期間は2年以内となっておりますが、本補助金は年度ごとに交付します。

4 補助金の支払いについて

補助事業者には、鳥取県知事から進捗状況確認通知又は確定通知を受けた後に本補助金が支払われます。